

資格取得奨励制度細則

(目的)

第1条 この細則は、湘北短期大学奨学制度基本規程第2条にもとづき、次条以下を内容とする奨学制度（以下「本奨学制度」という。）について定める。なお、この細則で使用する語句の定義は、この細則で定めるものを除き、湘北短期大学奨学制度基本規程の定義と同じとする。

(本奨学制度の名称)

第2条 本奨学制度の名称は、「資格取得奨励制度」とする。

(本奨学制度の目的)

第3条 本奨学制度は、資格取得を目指す意欲ある学生を支援することを目的とする。

(本奨学制度の内容)

第4条 本学在学中に、本学が取得を奨励する本学指定の資格（別途定める。）を取得した学生に、報奨金を支給する。

2. 報奨金の額は、取得した資格に応じて、資格試験の受験料相当額又は金3万円、金5万円若しくは金10万円のいずれかとする。
3. 学生一人に対する報奨金の合計額に上限は設けない。
4. 本奨学制度は、国際理解教育奨学制度Ⅰと資格奨励制度（TOEIC）との併用を除き、本学の他の奨学制度を利用すること及び日本学生支援機構の奨学生となることを妨げない。

(選考方法)

第5条 対象となる資格を取得した学生は、資格取得に係る本学所定の申請書に資格取得証明書の写しを添付して、学生部に提出する。

2. 報奨金の支給は、学長が決定する。
3. 本奨学制度に関して、選考委員会は関与しない。

(事務取扱)

第6条 本奨学制度に関する事務は、学生部が行う。

(定めのない事項)

第7条 この細則に定めのない事項は、湘北短期大学奨学制度基本規程による。

(改廃)

第8条 この細則の改廃は、常勤理事会の議を経て理事長が定める。

附則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。